

最低制限価格等の算出における経費等の取扱い

(平成24年1月20日施行、平成26年10月1日改正、令和4年4月1日改正)

1. 当取扱いの適用

最低制限価格等の算出については、「3. 工事、土木施設維持管理業務種別ごとの経費等の取扱い」の区分に従い算出するものとする。

なお、この区分は標準的なものであり、特殊な工事等これによりがたい場合は、決裁権者が定める区分によるものとする。

2. 対象工事等

① 最低制限価格または調査基準価格を適用する下記の工事等を対象とします。

- 1) 工事
- 2) 土木施設維持管理業務

② 算出の対象となる価格等は次のものを対象とします。

- 1) 最低制限価格
- 2) 調査基準価格
- 3) 失格基準価格
- 4) 数値的判断基準

3. 工事、土木施設維持管理業務種別ごとの経費等の取扱いの区分

各工事、土木施設維持管理業務の種別ごとに適用される各経費等の取扱いの区分は「別表1」のとおりとし、取扱い基準は「5. 取扱い基準」の各基準（共通編、知事部局編、知事部局（農林部）編、企業局編、下水道局編）によるものとする。

※最低制限価格等を算定する際に適用するものであり、工事費の算出方法ではありません。

4. 取扱い基準の公開

当取扱い基準は公表とします。